

高 福 第328号
平成20年7月11日

各介護老人保健施設 開設者 殿



介護老人保健施設に係る法令遵守の一層の徹底について（通知）

介護老人保健施設の運営に当たりましては、日頃より多大なるご尽力を賜り感謝申し上げます。

さて、本県では、平成20年7月3日付けで県内介護老人保健施設、指定短期入所療養介護事業所及び指定介護予防短期入所療養介護事業所に対して、介護保険法に基づく監査において虚偽の報告及び答弁を行ったことにより、開設許可及び指定の一部の効力停止の処分を行いました。

この処分の理由は、看護職員について「シフト表」「タイムカード」「給与支払明細書」を改ざんの上、勤務実績について虚偽の報告をし、また、金融機関発行の給与振込照合表を偽造したこと等です。

なお、介護老人保健施設に配置する職員の員数は許可事項となります。本件については、許可を受けた員数（看護職員等）と異なる運用をしていたことも併せて確認されています。

介護保険事業者に係る法令遵守の徹底については、平成19年4月16日付け保健福祉部長通知等で依頼すると共に、介護老人保健施設集団指導講習会等においても重ねて指導をしてきたところであり、今回の事例は極めて遺憾なことです。

昨今、介護保険サービスを支える施設の職員が不足し、人材確保が大きな課題であることは認識しているところですが、こうした法令違反は、県民の介護保険サービスへの信頼を著しく損ねるものであり、到底容認できるものではありません。

本県といたしましては、今後ともこうしたことに厳正に対処するとともに、開設許可等の申請についても、厳格な審査をしてまいります。

については、各介護老人保健施設におかれましては、今後とも関係各法令の遵守について一層徹底し、適正な運営を行っていただきますよう改めてお願いします。

問い合わせ先

高齢福祉課保健居住・施設班 岩澤、菅原
電話 045(210)4856